

告 発 状

平成24年 月 日

最高検察庁 御中

告発人 別紙告発人目録記載のとおり

被告発人 告発事実について

笠 間 治 雄

(最高検察庁検事総長)

小 津 博 司

(東京高等検察庁検事長)

小 貫 芳 信

(最高裁判所裁判官)

渡 辺 恵 一

(東京地方検察庁検事正)

鈴 木 和 宏

(広島高等検察庁検事長)

八 木 宏 幸

(東京地方検察庁次席検事)

第1 告発の趣旨

被告発人らの下記各行為は、犯人隠避罪（同法第103条）を構成すると思われるので、刑事上の処罰を求める。

記

告発の事実

被告発人笠間治雄は、最高検察庁検事総長、同小津博司は、最高検察庁次長検事、同小貫芳信は、東京高等検察庁検事長、同渡辺恵一は、東京高等検察庁次席検事、同鈴木和宏は、東京地方検察庁検事正、同八木宏幸は、東京地方検察庁次席検事であったものであるが、平成23年1月上旬、石川知裕らの公判

前整理手続き中に弁護側から、同部所属検事田代政弘（以下「田代」という。）が、平成22年5月17日に石川知裕の取調べを行った取調べの状況を隠し取りした録音結果が弁護側から開示され、同取調べの状況を報告した田代作成の特捜部長佐久間達哉宛捜査報告書中の、『あなたは11万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんでしょ。小沢一郎の秘書という理由ではなく、石川知裕に期待して国政に送り出したはずですよ。それなのに、ヤクザの手下が親分を守るためにウソをつくのと同じようなことをしたら、選挙民を裏切ることになりますよ。』と言われたんですよね。これは結構効いたんですよ。堪えきれなくなって、小沢先生に報告し、了承も得ましたって話したんですよ。」

「いろいろ考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。これまでの供述を維持するということが調書にしてもらって結構です。」等の記載を含む全ての記載が同録音記録中にはなかったことを確認し、田代が、事実とは異なる捜査報告書を作成した虚偽有印公文書作成罪を犯した者であることを知りながら、共謀の上、平成23年1月上旬ころ、東京地方検察庁特別捜査部から、同報告書の記載内容が事実と異なるのは田代の記憶の混同によるものとの報告を受けた際、同報告が虚偽であることが明らかであるにもかかわらず、同報告に基づいて、故意の虚偽記載はなく犯罪は成立しないと結論づけ、よって、自ら又は同庁又は東京高等検察庁又は東京地方検察庁所属の検察官らを指揮して捜査を行わないようにし、もって虚偽有印公文書作成罪の犯人である田代を隠避させたものである。

第2 罪名及び罰条

犯人隠避罪 刑法103条

第3 告発の経緯

告発人らは、既に、当時の東京地検特捜部長及び副部長を犯人隠避罪の共犯で告発しているところであるが、その後の新聞報道により、同罪の嫌疑がさらに検察幹部にまで拡大したものである。すなわち、平成24年5月27日付けの朝日新聞は、「特捜部の上司が事情を聴いたところ田代検事は『（10年1～2月の）逮捕中の取り調べであったやり取りと、記憶が混同した』と説明した。特捜部から東京地検、東京高検、最高検のそれぞれの幹部へと報告され、『故意の虚偽記載はなく、犯罪は成立しない』と結論づけられたという。」と報じているが、上記特捜部の報告においては、田代報告書と録音記録が関連資

料として示されているはずであり、その内容を見れば、「記憶の混同」があり得ず、田代検事が故意に虚偽の捜査報告書の作成したことは認識していたはずである。法曹三者を歴任した小川敏夫前法務大臣も、双方を読み比べた結果として、「『記憶違い』というのは、どう弁解しようとも通用しません。」、「捜査報告書を読んでも、これは田代検事の記憶違いじゃない。とうてい言えない。」と断言している。

この点に関して、小沢氏に対する政治資金規正法違反事件に関して東京地裁が行った証拠決定においても、「同捜査報告書が問答体で具体的かつ詳細な記載がされていることに照らすと、あいまいな記憶に基づいて作成されたものとは考え難く、記憶の混同が生じたとの説明は、にわかには信用することができない。そうすると、この報告書の存在は、石川が勾留段階で被告人の関与を供述した経緯として、田代検事が公判で供述する説明内容にも、深刻な疑いを生じさせるものといわざるを得ない。」と述べている

これらの事実を照らせば、当時の検察幹部が、田代検事の「記憶の混同」の弁解が虚偽であることは認識していながら、敢えて、その事実を公表せず、同検事を虚偽公文書作成等の事実について「故意の虚偽記載はなく、犯罪は成立しない」と結論づけて、捜査が行われなかったようにしたものである。

従って、既に告発した上記2名の検事と同様の理由により、被告発人らについても、犯人隠避罪の共犯が成立する。

第4 結語

以上述べたところにより、被告発人らの上記行為について、公平かつ厳正な捜査を求めるため、本告発に及ぶ次第である。

以上